

# 2020年度〔令和2年度〕 事業計画

社会福祉法人アンビシャス

# 目次

法人理念 .....	3
「法人計画」「職員研修計画」 .....	4
生活介護事業所「デイサービスセンターいるか」 .....	9
生活介護事業所「フルハウス」 .....	10
生活介護事業所「自由工房」 .....	11
身体障がい者福祉ホーム「ステップ6・2」 .....	13
居宅介護事業所「アンビシャスケアセンター」 .....	14
札幌市障がい者相談支援事業所「相談室すきっぷ」 .....	15

## 法人理念

『どんなに障がいが高くても、自己選択・自己決定・自己責任において、自分が望む地域で暮らせる社会を目指す』

## 基本方針

1. 私たちは、障がいを持つ方の「地域移行」「地域生活」「日中活動」を支援します。
2. 私たちは、このような社会を実現するための運動をしていきます。
3. アンビシャスは、障がい者自らが地域生活における力をつけるため、学び・考え・実践し、社会の中での役割を持ち一歩踏み出す場とします。

## アンビシャスを利用する障がい者の皆さんへ

1. アンビシャスは、地域社会で自立していくための人生の通過的な場です。生きていくための自信と力が付き、次の目標が決まった時には、アンビシャスに限らず色々な所でその“力”を発揮していきましょう。
2. アンビシャスでは、手足が不自由だからと言って、障がい者ではありません。皆さんが得てきた経験や知識、持っている力をアンビシャス、そしてここで働く職員や仲間に分け与えて下さい。
3. 街をぶらつき歩くことも障がい者にとって大切な仕事です。街に行くと必ず壁にあたります。壁を取り払うのは障がい者だからこそ出来る仕事であり、社会を変える運動です。
4. 障がいの有無に関係なく、お互いに助け合って活動をし、学びあい、社会に発信していくことを大切にしましょう。
5. このような取り組みを率先して行っていきましょう。

## 社会福祉法人アンビシャス「法人計画」

### 基本方針

社会福祉法人に求められている法人全体の経営組織のガバナンスと運営体制の強化、事業運営の透明性の向上と事業間の連携の強化に向けて、関係法令に基づく体制整備を円滑に行うと共に、社会福祉法人に義務化されている地域における公益的取組に率先して応えていける法人組織と事業運営を目指す。

また、利用者の自己選択・自己決定を根幹とした利用者主体の支援姿勢に心がけることと福祉サービスを利用しながら地域の中で生活を送る方への既存事業のあり方について継続的に検証し、地域の利用ニーズに沿った既存事業の充実と介護保険を含む新たな福祉サービスが提供できる法人へと発展させていく。

併せて、今年、法人設立 20 周年を迎えることから時代の流れや障害福祉施策の変遷及び法人の現状を考慮して法人理念の検証と必要な見直しを行う。

なお、新型コロナウイルス感染、インフルエンザ等の感染症については、引き続き感染防止に努めるとともに利用者及び法人職員の発症時の対応も含めて各種情報の収集と対策の実施及び関係機関との連携を確保する。

### 重点項目

- 1 社会福祉法人アンビシャスが提供する、各種福祉サービスの供給体制の整備と充実  
「経営組織のガバナンスと運営体制の強化」「事業運営の透明性の向上と事業間の連携の強化」「財務規律の強化」「地域における公益的な取組み」の推進。
- 2 「法人と事業の課題整理と運営方針」「既存事業の充実・拡充と新規事業の検討」「土地や建物に関する施設整備と修繕」などの中長期的な計画の策定。
- 3 法人が運営する 6 事業の基本的な役割と機能を踏まえつつ、多種多様化する地域のニーズや利用者ニーズに応えていける事業への成長。
- 4 新たな障害福祉サービスと介護保険サービスについての検討と実施。
- 5 職員個々の更なる資質の向上と、キャリアアップを目指した人材育成と組織強化。また、利用者支援とサービス提供の主軸となる法人職員の労働環境の整備。
- 6 新型感染コロナウイルス感染等に対する感染防止と発生時の適切な対応。

### 重点項目

- 1 法人経営組織の体制整備と充実
  - ① 本来の社会福祉法人に求められている使命と役割を踏まえ、地域社会に貢献する法人のあり方について、法人及び事業の課題整理を行う。
  - ② 社会福祉法人アンビシャスに求められる、地域の利用ニーズと法人の経営状況を踏まえ、既存事業のサービス提供方法の検討・拡充と共に将来の新規事業の立ち上げの可能性など、中長期的な方向性を定め法人全体の更なる発展と成長を目指す。
  - ③ 事業の拡大については、当法人の利用者の状況や社会情勢及び法制度に基づき、新たな障害福祉サービスと介護保険サービスを検討し、実施する。
  - ④ 事業の継続に必要な建物や設備の修繕・整備に関する計画を策定し、計画的な整備を

図ると共に、現在、札幌市から 2030 年まで無償貸与を受けている土地についても併せて検討する。

- ⑤ 定款、事業計画書、財産目録、役員報酬など、事業運営情報の公開による透明性の確保に努めると共に、適正公正な支出管理、財産の明確化などの財務規律の強化を図る。
- ⑥ 地域における公益的な取り組みについては、利用者の食費軽減、ながつきフェスティバルの開催、施設機能（陶芸室）の地域開放、チャリティ募金自販機の設置、災害時における発電機を活用した地域貢献の実施及び災害時の要配慮者二次避難所として施設を活用する。
- ⑦ 今年度は、法人設立 20 周年を迎えることから、この間の障がい者に関わる法制度や障がい者を取巻く社会環境の変遷を踏まえて法人理念を検証し、必要な見直しを行う。また、7 月には、祝賀会を開催し、8 月には法人内事業に反映する。

## 2 各事業において提供される支援サービスの向上

- ① 地域の利用ニーズと事業の経営状況を踏まえ、生活介護事業の営業日数の目標数値を設定すると共に人員体制の整備を図る。（2016 年度：244 日→2019 年度以降 256 日へと段階的に増加した。）また、2021 年度以降の新たな取り組みを検討する。
- ② 利用者ニーズに則した生活介護事業とするため、更なる日中活動の充実とイベント企画などの実施に努める。また、送迎等、円滑な実施体制を検討する。
- ② 法人サービスの利用に関する利用者アンケートと家族懇談会を実施し、利用者支援の向上、各事業の充実及び法人運営に活かす。
- ④ 「福祉ホームで自立生活を送っている方」又は「すでに在宅で生活している方」を支援している居宅事業と相談事業の更なる体制と連携の強化を図る。
- ⑤ 関係機関及び市内相談室と連携して新規利用者の受入れと事業の拡大に努める。
- ⑥ 地域又は関係機関で主催されるバザー、地域行事等に積極的に参加する。
- ⑦ 法人内各種委員会の継続的かつ発展的な活動に努める。
- ⑧ 法人広報誌及びホームページを活用し、情報発信と情報公開の充実を図る。
- ⑨ 各種助成金団体への申請を中心とした施設整備等を図る。

## 3 人材育成、組織強化、労働環境の整備

- ① 管理者及び主任を中心とした事業運営を進める中、責任体制を確保しつつも権限の一部を他の職員にも委譲し、将来の組織力強化に向けた職員の育成環境を構築する。
- ② 人材の育成とスキルアップに基準を置いた、個別面談の実施及び研修計画の策定と計画的に実施（職員研修計画）する。また、研修受講者には復命の機会を確保し、様々な知識と情報のフィードバックを行い、現場の事業に反映する。
- ③ 職員の腰痛予防に向けた、福祉機器の有効活用と新規導入の検討及び労働環境の整備点検。その他、健康診断やストレスチェックの実施。産業医と連携した職員の健康管理及び助言指導を実施する。
- ④ 法人運営と経営状況を分析しつつ、職員の職場定着に向けた労働条件の見直しと整備を行う。

## 職員研修計画

### 基本方針

福祉人材の確保が非常に困難な状況が続いている中、各事業の現場を担う職員の職場定着と人材育成・スキルアップを目指す。また、個々のキャリアと職責に応じた内外研修への積極的な参加を計画的に行い、多様なニーズと利用者支援の充実に向けて職員の資質の向上を図る。

### 重点項目

- 1 実務における支援技術と専門性の向上（スキルアップ）
  - ・常勤職員、非常勤職員を問わず、利用者支援に関わる全ての職員を対象とする。
  - ・より高度な専門知識の習得と支援技術の向上を図る。
- 2 法人、事業所内における教育風土の構築（人材育成）
  - ・新規採用職員の新人研修を実施する。
  - ・事業の中心的立場にある管理者、主任、主任補佐等を対象とした各種研修への参加を促進する。
  - ・新任又は中堅職員など、職務経験に合わせた各種研修の受講。その他、業務を通じた OJT 教育を促進する。
- 3 無資格職員の資格取得支援
  - ・介護職員初任者研修、実務者研修等の受講（公的資格取得支援制度の活用）を促進する。
- 4 実習生を受入れできる体制の確保
  - ・実地研修指導者研修の受講による指導看護師及び実習指導者講習会（社会福祉士、介護福祉士）の受講によって実習指導者を養成する。

### 研修予定一覧

	主催者・団体・会社名	研修内容	対象者
1	内部研修（法人内委員会主催含）	各種制度の理解、虐待防止、事故防止、感染防止、日中活動支援、介護技術、車両運転など	全職員対象
2	外部研修（市内外、道外）	外部施設見学や実習、福祉機器展など	常勤職員
3	関係機関主催の研修	勉強会又は講演会	全職員対象
4	地域部会、専門部会	勉強会又は講演会	全職員対象
5	北海道ケアマネジメントネットワーク	相談支援従事者研修 (サービス管理責任者向け・基礎研修・現任研修)	生活介護、相談支援の要件該当者
6	北海道社会福祉協議会	介護職員等のたん吸引等研修 指導看護師	生活介護、居宅介護の要件該当者 看護師
7	北海道社会福祉協議会	新任介護職員研修	経験年数 3 年未満
8	各種養成校	福祉有償運送運転者講習・同行援護従事者養成研修（応用）	居宅介護（非常勤含む）

9	各種養成校	介護職員初任者研修、実務者研修等	無資格者（非常勤含む）
10	吉岡経営センター	法人運営等に関する研修	総合施設長、部長、管理者等



## 生活介護事業所「デイサービスセンターいるか」

### 事業方針

地域に根差した通所支援事業所として多種多様な利用ニーズに応え、地域に必要とされる事業運営を目指す。

### 重点項目

- ① 地域に住む多様なニーズのある方の受け入れと利用率の向上
- ② 日中活動の活性化と充実
- ③ 障がい特性の理解と支援体制の連携強化

### 重点項目

#### ① 地域に住む多様なニーズのある方の受け入れと利用率の向上

1. 知的や精神に障がいのある方の柔軟な受け入れに取り組む為、障がい特性の理解や日中活動の見直しを行い、地域からの利用ニーズに応じた支援体制の整備を行う。
2. 若年層利用者の受け入れに向けた取り組みとして関係機関（各特別支援学級、相談室）へ事業所PRを行う。

#### ② 日中活動の活性化と充実

1. 日頃の関わりや面談の中で、ご本人と一緒に考え、取り組める活動や達成可能な目標を提案し、利用者自身が主体的・意欲的に取り組める個別支援計画を作成する。
2. 支援計画に対する情報共有を職員間で密に行い、共通の認識を持ち統一性のある支援を目指す。
3. 利用者の嗜好に沿ったレクリエーションや館内企画・外出企画を実施し、利用者に喜ばれ楽しめる活動メニュー考案に取り組む。
4. 陶芸、書道、麻雀、創作などに参加出来る支援体制の整備、個別やグループ化による日中活動の整備を図る。

#### ③ 障がい特性の理解と支援体制の連携強化

1. 日々の介助方法の見直しや検討を行い情報共有、支援会議を実施し、統一性のある対応と支援水準を引き上げ、安定した安全でより良い支援体制を構築する。

また、併設事業との連携強化を図り多種多様なニーズに対応出来る職員の育成を行う。

2. サービス提供に関わる支援技術の向上、多様な利用ニーズに対して適切な支援が提供できるよう、障がい特性の理解、制度の理解を深め、スキルアップ向上を目的とした研修に参加する。

## 生活介護事業所「フルハウス」

### 事業方針

- ① 重度心身障がいがあっても、住み慣れた地域で暮らす事が可能となる日中活動の場を提供する。
- ② 五感刺激、健康維持活動を基本として、他機関とも連携した中で本人の生活をより豊かになるよう個性を活かしたプログラムの実施。

### 重点項目

- ① 日中活動の見直しと充実
- ② 既存登録者、新規利用登録の受け入れに向けた取組み
- ③ 安心・安全なケアの提供

### 重点項目

#### ① 日中活動の見直しと充実

1. 新年度より既存設備を使用した入浴サービスを実施する（1日1～2名）
2. 利用者個々の ADL 状況と体調維持を考慮し（医療的ケア含む）、スヌーズレンや足浴等のリラクゼーション、季節を感じるような創作や調理、音楽鑑賞、映画鑑賞、近隣の散策等の活動や外出企画を実施する。
3. 作業療法士による定期的な健康体操を実施し、身体機能の維持向上を図る（外部業務委託契約）

#### ② 既存登録者、新規利用登録の受け入れに向けた取組み

1. 新規の利用申し込み時には、早期に利用体験を進めると共に、利用目的と身体状況を踏まえた介助内容の把握を行う。また、既存の登録者の利用ニーズ応じて受け入れできる支援体制の調整を行う。
2. 特別支援学校の実習生の受入れや進路指導部や相談室との連携を図る。
3. 新規受け入れに向けて関係機関（特別支援学校、相談室等）に事業所 PR を行う。

#### ③ 安心・安全なケアの提供

1. 看護師と介護職員の連携による医療的ケアの提供を図る。
2. 医療的ケアがある利用者の情報や手順書を更新し職員間で情報共有する。また職員の育成、スキルアップに努めた支援を行う。
3. 日々の介助方法の見直しや検討を行い、職員間で情報共有し、安心・安全なケアの提供ができる支援体制を再構築する。

## 生活介護事業所「自由工房」

### 事業方針

#### ①利用者主体の活動

様々な経験を通してチームワークや人間関係を学び社会生活力の向上を目指す。職員は利用者主体の活動に取り組めるよう、必要な支援とエンパワメントの姿勢を持って関わる。

#### ②可能性の発掘

重度の障がいのある方の新規受け入れを積極的に行い、様々な体験活動を通じて、興味を持ち楽しみながら取り組めることを社会参加の大切な第一歩として意識し、個々に合わせた活動を見つけ本来持っている力を育てていく。

### 重点項目

- ① 社会生活力の向上
- ② 日中活動の展開と充実
- ③ 障がい特性に応じた健康管理
- ④ 新規利用者の受入れと多様化するニーズに沿ったスキルアップ

### 重点項目

#### ① 社会生活力の向上

1. 日常生活上の工夫、日頃の興味・関心を基に、楽しみながら実施できるプログラムを利用者主体の開催で行う。
2. 職員によるプログラムとして、社会生活に必要な知識が得られ体験できる機会となる外出企画を実施する。
3. 少人数制の外出や男女別テーマによる企画に取り組み、個別に必要な社会生活力の向上と自立を目指す。

#### ② 日中活動の展開と充実

1. 日頃の関わりや個別面談による聞き取りの他、定期的に個別支援会議を開催し、個別支援目標に沿った日中活動となるよう、利用者自身による認識と職員の共通認識の基で支援に関わる。
2. 特別支援学校卒業後の方や若年層向けの個別支援計画には、社会生活における新しい事への取り組みや社会参加を充実させた内容と知育玩具や学習ドリルを活用し、学力の向上への取り組みを充実させる。また、日々の活動を楽しむ中で充実と達成感が得られ、利用者自身が主体的・意欲的に活動出来る個別支援を行う。

### 創作活動

1. 販売活動の活性化を目標に新商品の開発を行う。既存の商品では、販売目標を設定して安定した創作活動に取り組む（ステンシル・UVレジンなど）
2. 陶芸、生け花などの希望に合わせた趣味活動への取り組みと支援体制を整備する
3. 障がいの程度を問わず、創作活動（ちぎり絵、ぬり絵など）や iPad アプリを活用し活動内容の拡大を行う。

### 生産活動

1. ステンシル布巾等の創作物の作成と販売、企画行事の写真販売、外部からの委託作業（ヤマトDM便）などにより工賃の配分を行う。
2. 喫茶の営業や施設内バザー、創作物の外部販売などを通して、接遇や商品管理などの職業体験の貴重な場として活動する。
3. 障がいの種別に関わらず、喫茶営業による販売などの体験により、利用者間のみに関わらずボランティアも含めた様々な人たちと共に社会参加が出来る活動としていく。
4. 障がいの程度を問わず、生産活動に参加しやすい環境作りや工賃分配方法の見直しを行い、様々な体験活動に取り組む。

### ボランティア活動

1. 街頭共同募金への参加や地域のボランティア活動に参加し、外へ向けた様々な社会参加が体感できる機会を設ける。
2. 地域ボランティア、学生ボランティアへの呼びかけを積極的に行い、外部の人や社会との新しい関わりを利用者自身で広めていく。

### 利用者の主体性を持った外出企画・レクリエーション

1. 利用者ニーズに合わせた外出やレクリエーションを計画し、企画活動の充実と外へ出る機会の創出を図る。
2. 若年層向けの楽しみながら社会生活力の向上に繋がる、レクリエーションや外出を企画する。
3. レクリエーション器具を活用し利用者交流と心身のリフレッシュを図る。

## ③ 障がい特性に応じた健康管理

1. 看護師と支援員が連携した健康管理の体制作りに取り組み、充実した日中活動の提供を行う。
2. 個別支援目標に基づき、歩行訓練や作業訓練を行い身体機能の向上を図る。
3. 作業療法士による定期的な健康体操を実施し、身体機能の維持向上を図る（外部業務委託契約）

## ④ 新規利用者の受入れと多様化するニーズに沿ったスキルアップ

1. 各特別支援学校や相談機関などに対して事業所PRを行うと共に、体験学習（実習）の受入れを積極的に行う。
2. 知的に障がいがある方からの問合せや利用申し込みも増えてきている事から、生活支援員の専門知識の習得と支援技術の向上を図る。

## 身体障がい者福祉ホーム「ステップ6・2」

### 事業方針

福祉ホーム事業を踏まえ、地域での自立生活を目指す支援を行う

### 重点項目

- ①地域生活に向けた支援を図る
- ②地域移行を目指す福祉ホームの方向性についての検討

### 重点項目

#### ① 地域生活に向けた支援を図る

1. 地域移行を実現できるための課題整理と目標設定を行い、定期的なモニタリングと評価を実施する。
2. 入退居者のサイクル向上を図る。
3. 地域移行に向けて、近隣の相談室及びサービス事業所等の関係機関、不動産会社とも連携し、地域移行を円滑に行う。
4. 新規入居希望者の窓口となる、相談室及び医療関係機関等へのPRを行う。

#### ② 地域移行を目指す福祉ホームの方向性についての検討

1. 多様なニーズに対する福祉ホームの在り方と位置づけについて、利用ニーズの動向を踏まえて検討する。

<多くの方に地域移行のチャンスを繋げ、通過的な住まいの場を提供する社会資源>

- (1) 施設入所以外での地域移行の想定が難しい、障がいや難病等、重複する知的、精神障がい者
- (2) 65歳以上の入居者

2. 住まいの場となる福祉ホームの新たな事業展開について検討する。

## 居宅介護・重度訪問・同行援護事業所「アンビシャスケアセンター」

### 事業方針

地域で安心した生活が送れるサービスの提供

### 重点項目

- ①人材確保と安定したサービス提供
- ②訪問介護事業指定に向けた体制整備
- ③ヘルパーの支援技術向上と育成

### 重点項目

#### ① 人材確保と安定したサービス提供

1. 利用者の地域生活の維持と安定した事業運営を図る為、通年を通して人材確保を行う。また、法人規定にある資格支援制度を活用し無資格者の採用についても取り組み人材確保に努める。
2. 登録ヘルパーの在籍状況に応じて、常勤職員、非常勤職員の派遣体制や機能を都度見直し安定した派遣調整を行う。
3. 在宅生活、地域生活者への支援に対し、新規利用者の受入れを図る。

#### ② 訪問介護事業指定に向けた体制整備

1. 介護保険制度の関係法令に基づき訪問介護事業所指定を行い、10月からの事業実施を目指す。〈月間サービス時間／身体介護10時間、生活援助15時間〉

#### ③ サービス提供技術の向上と育成

1. 実務に関連する研修や事例勉強会を実施し、居宅介護業務のスキルアップと適切なサービス提供を図る。
2. 介護保険事業の開始を踏まえ、関係法令と高齢者支援についての情報と知識を高めサービス提供を行う。

#### 【研画計画】

4月	ヘルパー個別面談	10月	認知症
5月	プライバシーの保護	11月	オムツ講習会
6月	相談支援専門員の役割 (相談室すきっぷ)	12月	感染症対策
7月	腰痛予防(トレーナー)	1月	緊急時の対応
8月	事例検討会	2月	家事(献立、形態)
9月	障がい者、高齢者の支援	3月	家事(調理)

## 札幌市障がい者相談支援事業「相談室すきっぷ」

### 事業方針

サービス等利用計画支援及び障がい児相談支援に関わるモニタリング実施期間の見直しの他、札幌市から方針として掲げられた市内指定相談支援事業所との連携強化と地域における相談支援体制の充実に向けた地域の体制整備が急務である。障害者総合支援法で謳われている、障がいのある方の「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実に向けて、当相談室が支援する障がい児（者）やその家族が地域で安心して生活できるよう、障がい福祉サービス等や様々な社会資源の円滑な利用と調整を図り地域での支援体制の構築を図る。

また、札幌市から委託を受ける相談室として地域の実情や社会資源の動向を注視しながら、サービス等利用計画を中心とした相談室間の引継ぎや後方支援、急を要するよろずの相談から困難なケースに真摯な姿勢で応じると共に、障がい当事者が運営する社会福祉法人として当事者エンパワメントの視点を大切に、身近で相談しやすい相談支援を行う。

### 重点項目

- ① 基本相談と計画相談（サービス等利用計画）
- ② 地域支援員及びピアサポーターの取組み（配置加算事業）
- ③ 関係機関等とのネットワークの強化
- ④ すきっぷの事務所移転

### 重点項目

#### ① 基本相談と計画相談（サービス等利用計画）

障がいのある方や各関係機関と地域住民に対し、地域に根ざした身近な相談窓口として相談支援を提供する。サービス利用に関わる計画相談対応、指定相談支援事業所や関係機関への後方支援、サービスの有無に関わらず多種多様な相談ニーズや困難ケースに対して適切な相談支援が提供できるよう、相談員一人一人のスキルアップ向上に向けて、障がい特性や各種関係法令及び制度の理解を深めると共に、相談室の一貫した相談対応と支援水準を更に引き上げられるよう研鑽に努める。また、毎週定期的に開催するケース検討において、ケース担当相談員が一人で抱え込まないよう多角的な相談支援の手法や調整等について相談室内において共有し、相談室としての支援の在り方についても適宜見直しを図り統一化と標準化を図る。

計画相談者の対応については、地域責任制に留意し責任をもって適切な相談支援を行う。その為にも、近隣の指定相談室とのネットワークを活用し、相談者の生活状況や福祉サービスの利用状況に応じて、相談受入れ調整も含めた指定相談室への業務推進支援を行う（面談時の同席の他、計画相談に関わる書類作成の助言、社会資源等の

情報提供等)ただし、エンパワメントの視点において、セルフプランを希望する相談者に対しては、相談者を取り巻く関係者も含めて作成に関する必要な助言を行う。

## ② 地域支援員及びピアサポーターの取組み（配置加算事業）

### 地域支援員配置業務

1. 関係機関や団体が開催する各種会議や研修会へ参画し、行政・社会福祉協議会・介護予防センター・地域包括支援センター・町内会や民生委員と連携し、ネットワークを構築する。これらのネットワークのなかで地域住民も含めた相談支援に繋がるケースへのアウトリーチを活発に行う。
2. 西区又は近隣地区の社会資源と地域の状況を把握し、地域に対する有効的なアプローチについて検討を行う。また、他区の地域支援員との情報交換を行い、共通業務と役割の統一化を図り、効果的な支援体制の確立に努める。
3. 今後も懸念される自然災害時の対応と対策については、障がいのある方自身によるリスクマネジメントとして、災害時に必要な物資の事前確保や地域の避難場所の情報提供を行う。地域住民の方に対しては、障がい特性などの理解が更に深まるよう、継続して地域住民や関係機関との関係性の構築に努め、災害時要配慮者支援の方法と体制について専門的な視点による助言を行う。
4. 8050問題等、単身の高齢や障がい世帯だけでなく、高齢者と障がい者の同居世帯に対して包括や民生委員などの関係機関と連携し支援する。また、包括や介護予防センター、民生委員、保健師と連携しサービスに繋がっていない単身世帯や高齢者と障がい者の同居世帯への訪問支援を行う。

### ピアサポーター配置業務

#### 1. ピアサポーターの雇用配置

配置事業としての活動の安定化と相談支援体制の整備に向けて、2名雇用契約を締結し配置する。また、現行の委嘱者は継続する形で残し、当事者にしかできない活動の場面で役割を果たすことができる体制とする。その他、障がい特性に合わせた労働環境の改善を図る。

#### 2. 当事者の主体性

相談室の相談員に依存しない、雇用契約者を中心とした業務遂行を目指す。また、企画立案に向けてもピアサポーター自身が主体性をもった活動としていく。

#### 3. ピアサポーターの育成

相談者への相談支援、関係機関や地域住民との直接的な関わりから、ピアサポーター自身が実践を通じて多くの経験を積みスキルアップしていく事ができるよう、相談室としてのピアサポーターの育成をしていく。

### ③ 関係機関等とのネットワークの強化

各関係機関や地域の各種事業所との連携を更に深め、相談者を取り巻く関係者と社会資源・地域住民とが一体となり、安心して地域で生活できる環境整備と支援体制の構築に努める。札幌市自立支援協議会相談支援部会の構成員及び西区地域部会の事務局として、相談支援の実践経験と併せて、地域課題の解決と相談者が安心して生活できる地域づくりに向けて部会活動に参画する。

その他、各関係機関や町内会等が主催する各種会議や集会に参加し、地域における関係機関との連携強化を図り、地域住民や関係者との協力体制を構築する（各種部会と課題解決に向けたプロジェクトチームへの参画、障がい保健福祉圏域で構成する西区・手稲区・中央区のエリアを中心とした指定相談支援事業所との合同勉強会や意見交換会を継続開催し、連携の強化と社会資源等の情報交換を図る。

### ④ すきっぷの事務所移転

1. 地域住民にとって利用しやすい相談室となるよう、相談室までの交通アクセス、事務所内のバリアフリーに配慮した事務所の移転を行う。
2. ピアサポーターが勤務しやすい労働環境を整備する。